

平成19年度 第1回千葉県特定外来生物(アライグマ) 対策検討会 次第

日 時 平成19年12月20日(木)  
午後1時30分から  
場 所 千葉県森林会館5階会議室

- 1 開 会
- 2 自然保護課長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 議 題
  - (1) 経過報告
    - 1 検討会および作業部会の開催状況
    - 2 外来種緊急特別対策事業(アライグマ) 生息状況調査結果について
  - (2) 千葉県特定外来生物(アライグマ) 防除実施計画策定方針(案)について
  - (3) 千葉県アライグマ防除実施計画素案について
  - (4) その他
- 6 閉 会

発 言 要 旨

【自然保護課長あいさつ】

現在、県では「生物多様性ちば県戦略」を策定中であるが、その中でもアライグマをはじめとする外来種は、生物多様性を脅かす重要な問題のひとつと位置づけられている。

本日は、作業部会において作成をお願いしていた防除実施計画素案の内容について、ご議論をお願いしたい。

千葉県のアライグマの問題、ひいては生物多様性に富む千葉県づくりに力添えをいただきたい。

【会長あいさつ】

昔、日本にはオオカミがいて、その捕食圧や狩猟圧により野生動物の数はコントロールされていた。しかし、オオカミがいなくなり狩猟圧もずっと小さくなると、動物の種類によっては、本来の個体数を上回る形で増殖が続く。

外来種の場合は、やはり捕食圧や狩猟圧がないという同じような条件に加え、新しい土地で生活し始めた動物の場合、増えることを抑制する因子が、在来種に比べると少ない。そのような差が有効に働いて、非常な増殖を起こす種類がでてくる。

その結果として、農林水産業や人間の生活環境にいろいろ問題を起こしたり、好ましくない感染症などに係わるというようなことも起こりうる。

外来種は、哺乳類だけではなく昆虫やクモやダニなどもある。このような生物は、被害があるからということで駆除することになっても、いろいろな社会問題を起こさないでストレートに出来る。また、哺乳類でも、ドブネズミやクマネズミのようなものの駆除は、わりと簡単に進んでいく。

ところが、タイワンザル、キョン、アライグマ、タイワンリスなどの動物になってくると、種類がちがう、姿かたちがちがう。そういうところから、普通の人間であればそれなりの思い入れがあって、虫やクモやダニに対する感情とはちがった感情が働いてくる。これらを害虫駆除並みにストレートな駆除対策をやっていくと、やはり人間が長い歴史の中で築き上げてきた生命尊重という社会通念に、どうしても響き、なかなか難しい問題が出てくると考えている。

ここ30年の間に、外来種は非常な勢いで日本に流れ込んできた。それらの中には、いろいろな問

題を起こして手に負えない状態になっているものが少なくない。しかし、それは動物の責任ではなく、その原因を作った個人ないし特定の集団の責任である。本来、そういう人たちが一生かけてでも本当は問題のないよう処理すべきだが、一人や二人の力では手に負えない。やはり、もっと違う社会的な形で、この問題の処理にあたらなければならない。それが実情と思う。

人間が考えることだから、人間主体になるのはやむをえない。人間の生活環境を守るとか、経済的なものを守るとか、そういうものが駆除対策をやるうえでの背景になる。また、それ以外に自然保護の立場から、外来種対策というものが非常に重要になってきている。千葉県も、さきほど課長からの話があったが、他の外来種と同じく、アライグマについても対策をどうするかということで、進めている段階だと思う。

千葉県は、幸いなことに周りを海と川で囲まれ、島のような状態になっており、陸上を移動する外来種の場合は、人為が加えられなければ、何とか水際で防げるという条件がある。

やはり問題になってくるのは、千葉県に人間がどういう風に持ち込んでしまうか、その危険度を弱めていかなければならない。外来種に対する認識というものを社会的に高めていく。そういう努力が、防除対策と並行する形で進められることが大切。それにより、本来動物そのものには罪がないわけだから、そういう犠牲の度合いを弱める対策が打ち出せるのではないか。

そのような背景を念頭に置きながら、この検討会を進めていければと思う。

#### 【経過報告】

議長

これまでの事業の状況についての説明を求める。

事務局

以下のとおり説明

#### 1 第1回検討会（平成18年12月25日開催）

千葉県のアライグマの状況ということで、有害及び狩猟の捕獲数、農作物被害状況の推移、生息状況調査結果について、また、他道府県がとっている対策について説明。

そのうえで、千葉県の今後の方針について検討をお願いしたところ、次の5つについて提言をいただいた。

- (1) 推定生息頭数約1,000～7,000頭であり、県内広範囲に分布しているという現在の状況から、早急に防除する必要がある。
- (2) 「外来生物法」に基づく防除実施計画を策定し、被害があったから捕獲するというような場当たり的な手段ではなく、計画的に防除する必要がある。
- (3) 計画を策定するにあたり、県と市町村の相互協力が欠かせず、また明確な役割分担が必要である。
- (4) アライグマを含む外来種問題についての認識を、広く普及啓発する必要がある。
- (5) 県内の状況把握や防除の効果をみるため、生息状況調査を継続する必要がある。

上記5提言を受けて、以下の対応をおこなった。

- ・(1)～(3)を受けて、防除実施計画策定等、防除を行う準備を進めているところ。
- ・(4) 普及啓発
  - ① 市町村、関係者向け  
市町村担当者研修会、アライグマセミナー：5回  
各種研修会：5回  
冊子「ちば環境行政」投稿
  - ② 一般県民向け  
外来種はく製の展示・説明：2回（エコメッセ、シンポジウム地球温暖化と生物多様性）

パンフレット配布：6回（生物多様性県民会議、中央博物館講習会、地球温暖化と生物多様性シンポジウム）

- ・（5）生息状況調査 2回実施

2 第1回作業部会（平成19年11月27日開催）

防除実施計画策定方針（案）及び防除実施計画素案を検討。

3 外来種緊急特別対策事業（アライグマ）生息状況調査結果について

アライグマの現状把握と、基礎資料を得ることを目的として実施。

アンケート調査、捕獲調査、カメラトラップ調査の3調査から成る。

（1）アンケート調査（平成18～19年度）

対象：県内市町村、関係機関、鳥獣保護員、自然保護指導員等、および協力の得られた44市町村の自治会長、農家組合長等。

配布・回収数：配布数5,598通、回収数3,234通（回収率57.8%）

生息情報：624地点（うち繁殖情報103地点）

さらに、自治会長等へアンケートを実施した44市町村は、自治会や農家組合等が市町村を網羅しており、回収数も充分であることから、生息確認率（生息有回答数/回収数×100%）が得られた。

（2）捕獲調査

県内で生息密度が高いと推定される地域と低いと推定される地域において、除去法により、生息密度の推定および個体データを収集。

- ・ アライグマ回虫：検出されず。
- ・ 消化管内容物：植物質、節足動物、甲殻類ほか、鳥類、軟体動物、魚類等。  
→幅広い食性が確認された。
- ・ 繁殖歴：平均産仔数 2.0～3.7頭  
妊娠率 1歳：60～100%、2歳以上：100%  
→高い妊娠率。

（3）カメラトラップ調査

1地域のはこわな周囲にカメラを設置し、周囲の状況を調査。

撮影枚数：アライグマ123、タヌキ188、ハクビシン4、ネズミ82、その他

→わなに入ったもの以外の状況がわかり参考になる。

アンケート調査で得られた生息確認率と、捕獲調査で得られた生息密度から、生息頭数の推定を行った。

→約1,000～7,000頭

議長

説明についての質問があればお願いします。

委員

生息情報もアンケートもあがっていない市町村はあるか。

事務局

ない。

委員

消化管内容物調査で、昨年ザリガニや鳥の羽毛が出てきているということだが、個別の種がわかるところまでいったのか。生態系への被害というのが詳細にわかった方がいいと思うので、この内容物をどう見ているかというのは、重要と思う。

事務局

消化されてしまっていることが多く、鳥の羽毛にしても種の特定まで至っていない。

委員

目新しいものは見つかっているか？

事務局

特に目新しいものはなかった。

委員

なぜ、夷隅地域と長生地域に多いのか。

事務局

アライグマは、1970年代に放映されたアニメーション等の影響でペットブームがおこった。しかし、野生動物を飼育することの大変さがわからず、見た目の可愛さだけで安易に飼ってしまった方々が、飼いきれずに捨ててしまったことが、こんにちの増加につながった。県内でも、首輪があったとか人慣れしていたとか、飼育ケージごと置き去りにされていたという事例がある。アニメーションのラストで山へ放す場面があるため、推定の域はでないが、いすみの大自然を見て「山へお帰り」と多数のアライグマが放されたのではないかと思っている。

委員

アライグマ回虫の説明があったが、アライグマ自体の脳に入れば死んでしまうのか。

事務局

回虫は、宿主特異性という性質があり、それぞれ好きな動物がいる。アライグマ回虫はアライグマが安住の地のため、体内で成虫になり、腸管で一生を送る。体内で迷走することはないため、アライグマ自体が死ぬことはない。しかし、ほかの動物の体内に入ると、成虫になれず幼虫が体内を迷走し、脳に至ると最悪の場合その動物は死に至る。

委員

北米から、どれくらい輸入されたのか。

委員

正確な数としては、集計していないと思う。

委員

タヌキの場合は、大量に増加すると、病気が蔓延し、個体数が減少するときいている。同じようなことがアライグマにもあるのか。

事務局

タヌキでは疥癬が報告されているが、アライグマに関しては今のところアライグマ間での伝染病があるという報告は今のところない。

委員

今、事務局からあったように、国内ではアライグマが疥癬症で大量に死んだという報告はない。ただ、原産地では、アライグマに限らず犬科の動物については、ジステンパーやパルボという普通に日本でも飼われているペットにも感染する病気での死亡率というのが、データや事例であるようだ。国内では、そういった感染症でアライグマが大量に死んでいるといった情報は、一切きいていない。

疥癬症については種特異性が強いダニの皮膚病であるが、アライグマについては、1, 2例感染した例はきいているが、大量には発生するということはないので、感染症で個体群が減っていくということは期待できないというのが現状。

議長

他になければ次にすすめる。

【千葉県特定外来生物（アライグマ）防除実施計画策定方針（案）について】

議長

策定方針（案）についての説明を求める。

事務局

資料のとおり説明

議長

対象地域が「アライグマが生息する地域」となっている。素案では「千葉県全域」と表現されているが、区別は？

事務局

「千葉県全域」と修正していただきたい。

委員

パブリックコメントで、意見を聞き置くだけでなく、それをどう反映するのか、

事務局

パブコメ後、必要に応じ会長さんから作業部会を招集し、最終的には検討会を開催し、必要に応じて修正等の合意形成をすることになるかと思う。

委員

計画策定等の手順の中で、関係機関というのはどのあたりを想定しているのか。

事務局

千葉県猟友会さん、千葉県獣医師会さん、農協さん、警察関係等、アライグマに関係しそうな機関を想定している。

議長

策定方針（案）は、背景のところは、これまでの調査報告をまとめ、策定方針で、いつどこでどのように行うか書いてある。策定方針の頭に計画策定の目的、こういう事業を進めていくうえで重要な合意事項だと思うが、こういう表現でよろしいか。

よろしければ、ご承認いただいたということでもよろしいか。ありがとうございます。

【千葉県アライグマ防除実施計画素案について】

議長

素案についての説明を求める。長いので、「1 計画策定の背景と目的」から「5 アライグマの現況」まで説明を求める。

事務局

「2 特定外来生物の種類」で、アライグマとカニクイアライグマをいれた。

千葉県では、カニクイアライグマが野外で確認された事例はないが、似ているため、今までアライグマと思っていたものが実はカニクイアライグマだった可能性は否定できない。また、将来的にカニクイアライグマが確認される可能性もある。両者とも特定外来生物に指定されており、手続き上の効率性も含め、2種類とした。

あとの項目は、資料のとおり説明。

議長

何かご意見は？

委員

生態系被害は、生物多様性の問題で重視していると思う。何らかの形で生態系への影響の何かデータがあった方がよいのでは？

事務局

現在の状況として、データはない。防除に入ったときに、データ集めが始まることになる。

議長

保護上、重要な希少種がある。それがアライグマのエサの対象となる可能性がある。例えば印旛沼だとサンカノゴイがある。数が少ないものが、ちょっとした隙に激減したり絶滅状態に陥る可能性は考えられる。他の調査でアライグマの要因も一緒に調査できると良い。

委員

計画策定の目的は、策定方針の内容と統一した方がいい。

事務局

策定方針と統一する。

議長

他にないようなら、先に進める。「6 防除の目標」について説明を求める。

事務局

資料により説明。

議長

何かご意見は？

委員

重点対応地域はおおむね10年以内、緊急対応地域はおおむね5年で、地域での野外からの排除を目指すとなっているが、防除を行う期間は平成23年3月31日となっている。この辺はどのように理解したらよいか。

#### 事務局

これから確認申請するという事で、平成20年度には防除を行うとなると、20～22年度の3年間でやることになる。3年間でこの頭数が防除されるとは思っていないので、概ねの年数ということで、5年、10年とうたっている。平成23年3月31日というのは、国のほうで一応の想定として定められた期限であり、また他県の防除実施計画でも、5年、10年という目標が記載されており、それで環境省からの確認を得ている。実際の地域での計画ということで出した。

#### 委員

確かに期間的な矛盾はあるかもしれないが、幅をもたせることが実際としては良いと思う。

#### 事務局

5年、10年というのを抜いてしまうというのもあるかと思うが、策定方針の中でうたったような、但し書きで大きな変動が生じたりした場合は、必要に応じて期間を見直すというような文章を入れる手もある。いずれにしても、3年間ではとても無理だろうということで、もう少しかかるよという覚悟を入れてあるということ。それと、ひとつの計画なので目標を入れてあるということで、このように記載した。

#### 委員

平成23年3月31日というのは、外来生物法を制定して5年後の見直しを環境省が想定しているため、区切りとして国が考えている期間であろうと。千葉県としては、ここは10年ぐらいのスパンで考えているという姿勢を出すことが重要で、書類上では矛盾しているかもしれないが、県民に示すときには、10年スパンでみている計画なのだという表現をしていく方がいいと思う。

#### 議長

予算的なつじつまはどうか？

#### 事務局

予算は、毎年相談しながらお願いしていくことになるが、この計画は、とても単年度では終わりませんということは承知している。

#### 委員

私も5年、10年と入れることは賛成。ここで抜いてしまうと書類上は都合が良いのかもしれないが、永遠に続くようなイメージがあるのはまずいと思う。5年、10年もたいした根拠があるという数字ではないというのは皆さんご承知と思うが、ある程度目標年数をたてておく、数値を出しておくということの意味の方が大きいのではないかと。とらないほうがいい。

#### 委員

いろいろな意見が出ているが、市としてはそのようなところに力点をおいていない。水際で徹底的に捕獲しなかったから、こんなに増えてしまったと思っている。重点的に捕まえるなら、年数については何年でもいい。ここで、防除しないと、アライグマは外へどんどん広がっていくと思う。年数は早ければ早いほどいい。

#### 委員

うちの市でもアライグマは多く、10年くらいやっても完全排除は無理だと思う。早く全部捕まえていなくするのが一番の目標なので、そのほうに力点をおいたほうが良い。

#### 委員

別に2本立てで良いのでは？国と県で。

事務局

今、意見を伺った中で、とにかく今野外にいるアライグマを何とか早く圧をかけていかななくてはいけないというのは、皆さん同じ気持ちと思う。5年、10年を入れるのは、目標として県の姿勢を明示するうえで大事なことと思う。

委員

5年、10年という期間を抜いた場合、行政であまりよくないのかな。ただらしてしまい、その先も捕獲圧をかけなければいけないのに、緩んでしまうことがあるかと思う。5年、10年の間では無理かもしれないが、どこまで達成できるかという目安を設けた方がいい。

期限を設けて計画を立てたときに、この計画とは別に5年、10年の間に、年次ごとに何をやるかという工程表を作ることが大事。防除実施計画とセットで、県・市町村の役割等を、5年、10年というスパンの中で何を順番でやっていき、何を達成していくのかという工程表をぜひ作っていただきたい。そういうことを考えるので、5年、10年という期間をエリアごとにかけて考えることが大事。

事務局

これから、市町村さんと実施体制や具体的内容をつめていく予定であるが、実際に防除がはじまって、データが集積され、市町村ごとのモニタリングデータによって、現在の数字が修正されていく。全県下というより、各市町村さんごとの工程表になろうかと思うが、今後そのような作業をしていきたい。

議長

それでまとまるか？

事務局

ここでご承認いただければ、「4防除を行う期間」に但し書きを加え、5年、10年はそのまま残すということよろしいか。

異議なし。

議長

それでは、先に進める。「7 防除の方法」の説明を求める。

事務局

資料により説明。

議長

「7 防除の方法」については具体的な表現があるので、場面を想定していただき、これで大丈夫という御検討をお願いします。

ネコのことだが、錯誤捕獲の場合、やはり放逐するのか。

オブザーバー

ネコが捕まった場合、飼い猫か野良猫かという判断は難しい。かつ野良猫だったとしても、捕獲をする法的根拠はないので、放すしかない。

議長

生態系への影響という観点から、野良猫はものすごく大きい。島なんかだと大変。

委員

アライグマは夜行性の動物ということだが、日中も動いている。錯誤捕獲の対策として、日中はわな



の入口を閉めることが望ましいと記載されているが、活動が見受けられるのであれば、日中もわなを仕掛けたほうが良いのではないか。

委員

おっしゃるとおりで、実際に北海道でも昼間動いているものがある。ただ、この項で喚起しているのは、錯誤捕獲への注意喚起であると思う。一般的には夜行性なので、原則夜とりましょうが良いのでは。望ましいという文章なので、現状に応じて日中あけても構わないと思う。

委員

5年、10年という年数や見回りの制約がある中で、相当の予算措置がされていないと、ここで論議されている事業を順調に遂行することはほぼ不可能ではないか。

事務局

アライグマ防除は、千葉県全域にわたるということで、作業量や人員としても大変膨大になることは予想される。経費の面は、処分にかかる経費については県で予定。見回り等の部分的作業については、ボランティアにお願いする部分があるのかと。実際に被害がある市民が見回りをするというのを想定している。

単に行政がやるということではなく、県民それぞれが意識を持って取り組む必要があるということ、何らかの形で意識を高めてもらえるような方法を検討させていただきたい。ただ、それが、そのまま予算にすぐ反映されるかというのは別。

議長

他にご意見がなければ、残っているものの説明をお願いします。

事務局

資料により説明。

議長

素案のほう、すべてご説明いただいたが、合意形成についてあわせて言い残し等あったら、ご意見を。

委員

捕獲方法は「はこわな」ということで理解できるのだが、わなをかけるにあたり、広範囲にやらないと意味がない。各市町村間で連携をとってやらなければいけないと思うので、県も間に入っていていただくことを強く要望したい。

委員

先ほど、生態系の多様性についての文言を入れたほうが良いのではというご意見があったが、県の生物多様性戦略に、何か外来種の記載があるか。「最後に」で野生動物を飼育することに関しての点は入っているが、実は生息地の破壊にもつながっているという観点があるので。

委員

普及啓発ということで、生態系に関すること、多様性戦略に関する問題も入れたほうが整合性も取れるかと思う。

委員

参考資料として、2つ入っているが、環境への影響を考えるのであれば「第三次生物多様性国家戦略」や、日本獣医師会の「外来生物に対する指針」が出ているので、それを入れておくと獣医師会の先生方も、それに基づいて処置ができるという裏づけがあって良いのでは。

事務局

県の生物多様性戦略には「外来種」の問題も記載されている。  
参考文献としたのでこの2つにしたが、参考資料としてよければ、載せたい。

議長

それでは「4その他」ということで、事務局から何か。

事務局

計画（案）については、これを訂正したものを各委員へ送ることとして、早めにパブリックコメントを実施して、根本的な修正がある場合は、再度、検討会を開催させていただくが、大きな修正がない場合は書面等の連絡により最終的なものとさせていただきたい。年度内に確認の申請をしたいと考えている。

議長

これで終了とする。